

重要事項説明書  
(訪問介護・第1訪問介護)

平成26年9月1日策定  
令和6年6月1日改定

1 事業者

- (1) 法人名 社会医療法人 康和会  
(2) 法人所在地 札幌市豊平区月寒東2条18丁目7番26号  
(3) 電話番号 011-852-8866  
(4) 代表者氏名 理事長 加藤 康夫  
(5) 設立年月日 昭和63年2月

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所 第1号訪問介護  
※当事業所はサービス付き高齢者向け住宅しらかばの杜に併設されています。  
(2) 事業所の名称 ヘルパーステーション しらかば  
(3) 事業所の所在地 札幌市豊平区月寒東3条18丁目20番48号  
(4) 電話番号 011-826-5590  
(5) 管理者 岡村 美香  
(6) 開設年月日 平成26年9月1日

3 事業実施地域及び営業時間

第7条(1) 通常の実業の実施地域

通常の実業の実施地域は下記に定める通りです。なお、同地域画外にお住まいの利用者サービスを提供する場合には、交通費を徴収する場合がありますが、その際には事前に説明し、同意を得るものとします。

[通常の実業の実施地域] 札幌市豊平区(豊平区1条10まで・平岸1条15まで・澄川4条6まで西岡5条15まで)  
清田区(平岡公園東7まで・真栄4条まで)  
厚別区(厚別中央2条5・厚別南5まで)  
白石区(中央1条2まで・北郷4条10まで)

(2) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日(祝祭日は休業)  
営業時間 午前8:50から午後16:50時まで  
(電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする)

#### 4 職員の配置状況

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりです

職種	常勤	資格
1 管理者（サービス提供責任者と兼務）	1名	介護福祉士
2 サービス提供責任者	2名	介護福祉士
3 訪問介護員	2名	介護福祉士及び 介護職員初任者研修修了者

#### 5 当事業所が提供するサービスの内容と料金

[サービス内容]

##### (1) 身体介護

- ・ 食事に関する介護
- ・ 清拭等、入浴に関する介護
- ・ 更衣介助・排泄介助等、身体に係る介護
- ・ 服薬声掛け、確認
- ・ 買物同行
- ・ 掃除や洗濯・調理等を共に行う支援

##### (2) 生活援助

- ・ ご利用者様の掃除、調理、洗濯等の日常の生活支援
- ・ 買い物代行
- ・ 相談
- ・ その他、生活に係る援助

#### 6 利用料金

##### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、所得に応じて基本料金の1割、2割、3割の額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客様の負担となります。

(料金は別紙参照)

\*基本料金に対して、早朝（午前6～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）帯は上記料金の25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は同50%増しとなります。

\*上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

\*やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人を訪問した場合は、2人分の料金となります。

## (2) 交通費

前記3の(1)のサービスを提供する地域へのサービスの提供は無料です。

通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、片道おおむね5キロメートル未満 500円

- (1) 事業所から、片道おおむね5キロメートル以上1キロメートルごとに 500円に100円を追加

## (3) その他

① お客様のお住まいで、サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

### ② 料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日以内にお支払下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際にお選び下さい。

## 7 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まず、事業所にお申込み下さい。担当者がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに事業所に申し出て下さい。

#### ② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合および非保険者資格を喪失された場合

#### ④ その他

・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産



#### 1 0 緊急時の対応方法

ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、ご家族  
居宅介護支援事業者に連絡し、その指示に従い措置を講じます。

医療機関	
主治医	
連絡先	
ご家族 (氏名)	
連絡先	

#### 1 1 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに札幌市、契約者の家族、契約者の宅介護支援事業所  
連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。